

大阪府柏原市基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、平成30年1月1日現在における大阪府柏原市の行政区域であり、面積は2,533ヘクタールである。ただし、金剛生駒紀泉国定公園に指定されている区域は除くものとする。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は、本促進区域内には存在しない。



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等） （地理的条件）

柏原市は、大阪平野の南東部、大阪府と奈良県との府県境に位置している。奈良盆地の諸流を集めた大和川が、金剛・生駒山地を横断して大阪平野に流れ出る付近に、その街並みを形成した。

市域の3分の2を山が占め、中央部を大和川が流れている。大阪の都心からわずか20kmほどの距離にありながら、緑の山々と美しい溪谷、豊かな川の流れなど、多彩な自然環境を備えた、とても暮らしやすい市となっている。

（産業構造）

山麓にはブドウ畑が多く、夏から秋にかけてはブドウ狩りが盛んに行われている。このブドウからできたワインは、柏原地ワインとして知られている。産業構造について、就業人口割合では農林業の第1次産業約1%、金属製品製造業・機械器具製造業・

プラスチック製品製造業をはじめとする製造業の第2次産業約30%、卸売業、小売業をはじめとする第3次産業約63%、事業所数では、農林業256戸で約8割がぶどう栽培、製造業237事業所で50人未満の中小事業所が約8割、卸売業、小売業373事業所で小売業が約8割となっている。

(交通インフラ)

交通インフラでは、阪神高速道路、西名阪自動車道の高速道路を利用すれば大阪市内へ約30分で移動が可能である。さらに鉄道駅が市域に9駅あり大阪市内へ約20分と、交通アクセスが非常に良い。

(人口分布)

人口は約7万人となっており平地部に人口が集中している。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

柏原市は、農業者のうち約8割がぶどう栽培しており、「ぶどう」「ワイン」を核として、ワイナリー・農業者・飲食店・観光名所をつなぎ合わせることで、一つの大きな施設ではなく市全体の魅力を向上させる。

地域の農業後継者不足等の理由で発生した耕作放棄地を、ワイナリー新規開設希望者や飲食店など多様な担い手によるワイン醸造用のぶどう栽培などにより活用する。

また、本市の全産業において製造業が付加価値額の約6割、従業者数の約5割、売上高の約7割を占めており、製造業が主要の産業構造をなしている。高精度な金型技術や世界で初めてマイコン内蔵電子式水道メーターを開発するなど独自技術を持った企業が存在しており、当該企業の成長を通じて他の産業・企業にも高い経済的波及効果をもたらし、成長への好循環を実現することを目指す。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	—	378 百万円	—

(算出根拠)

- ・ 1件あたりの70百万円(平均付加価値61百万円)の付加価値額を創出する地域経済事業を4件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.35倍(製造業の波及係数)の波及効果を与え、促進区域で378百万円の付加価値創出を目指す。
- ・ また、KPIとして地域経済牽引事業の平均付加価値額、地域経済牽引事業件数を設定する。

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業	—	70 百万円	—

	の平均付加価値額			
	地域経済牽引事業 の新規事業件数	—	4 件	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって活かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が**6,161万円**（大阪府の**1事業者**あたり平均付加価値額（経済センサス—活動調査（平成**24年**））を上回ること

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で**6%**増加すること。
- ②促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で**1%**増加すること。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

該当なし

（２）区域設定の理由

該当なし

（３）（重点促進市町村による）工場立地特例対象区域の設定

該当なし

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ① 柏原市のぶどう、ワイン等の特産物を活用した農林水産分野
- ② 柏原市の業務用機械器具製造業や生産用機械製造業等の技術を活用した成長ものづくり分野

(2) 選定の理由

- ① 柏原市のぶどう、ワイン等の特産物を活用した農林水産分野

柏原市では古くからぶどうが栽培されており、その栽培面積も 56 ヘクタール（近畿ブロック第 3 位）と大阪府内で 2 番目の栽培面積を有するぶどうの産地である。農産物販売金額は 30,275 万円となっており、その約 80%を「ぶどう」が占めている。また、ワイナリーについては、現在、市内に 2 社（大阪府内 6 社）が存在し大阪府内のワイナリーの 1/3 となっている。以上のことから、大阪府内でも有数のぶどうおよびワインの特産地となっている。

大阪府においては府の戦略作物としてデラウェアが指定され、出荷先として大阪だけでなく京都・滋賀・三重など多方面にわたり、平成 29 年度には「香港フードエキスポ」へ出展し現地でも大変好評価を得ている。加えて、大阪府果樹品評会においても、柏原市から出品されたぶどうが入賞作品の約 1/3 を占めるなど高い評価を得ている。柏原市ではこのぶどうおよびワインのPRを図るため、JA大阪中河内と協力し、大阪近郊で実施されているマルシェなどのイベントでの出店販売を行い知名度の拡大を図っている。8 月～10 月にかけて市内約 40 農園において観光ぶどう狩りが行われ、期間中約 5 万人来場者が訪れている。また、4 月と 11 月にはワイナリーによる屋外イベントが開催され毎回数千人が訪れている。

さらに、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所に新たに「ぶどう・ワインラボ」としてぶどうとワインに特化した研究施設を平成 29 年度内に設置し、ぶどうの栽培技術のさらなる研究や、大阪の気候での栽培に適したワイン醸造用ぶどうの選抜や、試験醸造によるワイン品質の向上を進めていく予定である。

酒類の消費量が減少する中、ワインの消費量は伸びていることなどワイン人気は高まっている。また、EUとのEPA締結大筋合意により、日本産農産品の関税撤廃が予定されており、ワインにおける輸出入も加速することが予想される。これを好機と捉え、地元ぶどうを使った大阪産（もん）ワインを国内有数のブランドに育ていくことで、さらに海外への展開も図っていく。

以上のようなことから、府やJA、篤農家と共に新たな担い手に対して実施している「ぶどう担い手塾」を活用し、新規就農者を確保していくとともに、府内の飲食店オーナーや企業によるハウスワイン用ぶどう栽培（委託による醸造）を増やしていくことで、栽培放棄地等を活用したぶどう産地の活性化を図り、「ぶどう」「ワイン」を核として、ワイナリー・農業者・飲食店・観光名所をつなぎ合わせ、一つの大きな施設ではなく市全体の魅力を向上させる。また、併せて柏原の気象や土壌条件に適応し

た省力的な栽培技術の確立や新たな品種開発に向けた試験を進めることで、ワイン醸造に関わるぶどう栽培面積の増加を図っていく。

このようにぶどう・ワイン等の特産物を活かした販路開拓・売上向上等を目指す地域経済牽引事業を積極的に支援することで、本市の農林水産分野の付加価値の向上を図る。

② 柏原市の業務用機械器具製造業や生産用機械製造業等の技術を活用した成長ものづくり分野

柏原市の全産業の付加価値・従業者数のうち、製造業の付加価値構成比は **58.4%**、従業者構成比 **45.4%**と本地域の主要な産業となっており、大阪府平均（付加価値構成比 **17.9%**、従業者構成比 **15.4%**）の構成比を上回る。

なかでも、業務用機械器具製造業や生産用機械製造業において、優れた技術を有する事業者が多い。たとえば、本地域に立地する自動車用鍛造品および高圧ガス容器の製造販売事業者においては、日本初の技術を多数有しており、熱間鍛造プレスの特ランスファーや、ベアリング内外輪の親子取り鍛造法、フローフォーミング技術などが挙げられる。さらに、量産化を初めて行った例として、熱間鍛造の自動車用ホイールハブユニットなどがある。独自技術により開発された高圧容器に用いるアルミライナーが **NASA** の人工衛星にも採用されたほか、その優れた技術に裏付けられた高品質な自動車用鍛造品を世界中に供給している。また、本地域に立地する水道メーター・電子式メーターの製造販売を手がける事業者においては、世界で初めてマイコン内蔵電子式水道メーターを開発するなど高い技術を有している。現在では地域の研究機関や地元企業と連携しながら、「IoT を活用したスマート水道メーター」の開発、実用化、普及に取り組んでおり、社会インフラの革新による地域貢献のみならず、地域内外への波及効果も大いに期待ができる。

そのほか、業務用機械器具製造業および生産用機械器具製造業において、図1．製造品出荷額および粗付加価値額成長率に示している通り、全国平均および大阪府平均と比較して、大幅な成長をしており、本地域の企業の独自技術が強みを有していることが分かる。

	生産用機械器具製造業		業務用機械器具製造業	
	製造品出荷額	粗付加価値額	製造品出荷額	粗付加価値額
全国	13%	14%	10%	7%
大阪府	26%	22%	23%	18%
柏原市	44%	142%	31%	208%

図1．製造品出荷額および粗付加価値額の成長率
(H24年およびH28年経済センサス活動調査より)

また、平成 29 年 12 月 22 日に経済産業省において、地域経済牽引事業の担い手の候補となる地域の中核企業として「地域未来牽引企業」が公表された。大阪府内からは 46 社が選定され、そのうち柏原市からは、上記のような独自技術を持つ製造業 5 社（うち 1 社は、製造部門が本地域内）が選定されるなど、府全体の 1 割を占める。

以上のことから柏原市の主要産業である製造業への支援は不可欠であり、「柏原市まち・ひと・しごと総合戦略」において、「地域産業競争力強化」や「事業の拡大や拠点化」など戦略的に企業支援を行うことを定めるなど操業環境を整えることで、「地域未来牽引企業」に選定された企業をはじめ、域内企業が意欲的に投資を行うことにより、地域経済の好循環を図る。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、農林水産分野や成長ものづくり分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当っては、国の支援策も合わせて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

① 農業後継者を育成する制度の整備

平成 29 年度から定着率が高い親元への就農者が施設整備しようとする際に、J A大阪中河内と柏原市が共同で補助（1 / 2 以内補助上限 8 0 万円）をおこなう。

② 地元企業等の育成

「柏原・まち・ひと・しごと.net」を活用して技術向上や販路開拓、人材育成等に繋がる各種支援施策を提供するほか、事業者情報をきめ細かく発信していくことでビジネスマッチングを促進すると同時に、地元産業の P R と掘り起こしを行うことで地域経済の発展と就業者拡大につなげる。

③ 事業承継支援

柏原市内の事業者における円滑な事業承継を支援するため、柏原市商工会や日本政策金融公庫を中心とした金融機関と連携し、事業承継に必要なノウハウの提供や啓発セミナーを催し、事業承継に係るネットワークを構築する。

④ 知的財産活用支援

柏原市商工会や大阪府と連携し、柏原市内で生み出された発明や技術などを保護し、海外ビジネス等への活用を促進していく。

⑤ 地域就労の推進

地元企業等と連携し、市内における雇用機会を創出することで、求職者に幅広

い就職の機会を提供し、地元就職率向上に繋がる地域産業の活性化を推進する。
また、市内大学との連携により、新卒者への積極的な就職活動支援を行う。

⑥ 地方創生関係施策

平成 30 年度以降、地方創生推進交付金を活用し、①柏原市におけるぶどう、
ワイン等の特産物を活用した農林水産分野、②柏原市における業務用機械器具製
造業や生産用機械製造業等の技術を活用した成長ものづくり分野において、設備
投資支援による事業環境の整備や、販路開拓の強化を実施する予定。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

① 大阪府立環境農林水産総合研究所のもつ情報データのオープンデータ化

研究所育成ブドウの品種登録を進めており、地域特産ブドウとしての産地形成
に向けた品種特性に関する情報や、デラウェアの醸造向け省力栽培や醸造技術に
関する情報発信に取り組んでいく。

② 柏原市が保有する公共データの提供

事業者への情報提供および事業者情報発信を目的とした専用ウェブサイト「柏
原・まち・ひと・しごと.net」を通じて、事業者ニーズに応じた公共データを提
供する。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

柏原市市民部産業振興課及び大阪府商工労働部内に事業者の抱える課題解決の
ための相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応につい
ては、大阪府の関係機関とも情報共有したうえで対応することとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

① 地域における連携

企業・金融機関・大学など、地域の多様な機関との交流の場を提供し、経営や
技術の革新に挑む動機付けや、ものづくりに役立つさまざまな連携を創出する。
また、ものづくり企業と行政や金融機関等支援機関が直接対話し、中小企業の抱
えている課題や最近の動向などを議論し支援する場を提供する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成 29 年度	平成 30 年度～ 令和 4 年度	令和 5 年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①農業後継者を育 成する制度の整備	運用	運用	運用
②地元企業等の育 成	実施	運用	運用
③事業承継支援	実施	運用	運用

④知的財産活用支援	実施	運用	運用
⑤地域就労の推進	実施	運用	運用
⑥地方創生関係施策	予算化に向けた検討	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①大阪府立環境農林水産総合研究所のデータ	担当部局との協議 情報提供	運用	運用
②柏原市が保有する公共データの提供	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
相談窓口の設置	相談窓口の設置	運用	運用
【その他】			
①地域における連携	実施	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、農林水産分野については、大阪府中部農と緑の総合事務所、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所、JA大阪中河内、大阪ワイナリー協会、関西ワイナリー協会がそれぞれの能力を最大限発揮していく必要がある。このため、これらの機関との連携を深めるための協議会を設置し、ぶどうやワインの生産拡大に向けた課題、観光や街づくりを推進するための課題、海外展開を行ううえでの課題解決を図っていく。

また、成長ものづくり分野については、柏原市商工会、日本政策金融公庫、大阪教育大学、関西福祉科学大学がそれぞれの能力を最大限発揮していく必要がある。このため、これらの機関が持つ支援策を活用し、事業承継や地元企業の育成、地域における連携を推進していく。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所

環境、農林水産業及び食品産業に関する調査及び試験研究並びにこれらの成果の活用等を行うことによって、豊かな環境の保全及び創造、農林水産業の振興並びに安全で豊かな食の創造を図り、もって府民生活の向上に寄与することを目的に、平成24年4月1日に設立。

環境分野と農林水産分野が融合した総合研究機関として、大気・水質・土壌・有害化学物質などの分析や調査研究、大阪産（もん）の生産振興やブランド確立支援、6次産業化に係る技術開発、栽培漁業・資源管理型漁業の推進等の幅広い事業を行

っている。

現在、内閣府の「地方創生拠点整備交付金」を活用し大阪産（もん）ブドウ研究拠点を整備している。この研究拠点において、ぶどうの優良品種の選抜や省力化栽培・ワイン新商品開発支援やワインの品質分析、試験醸造、醸造発酵中の分析等の受託研究を実施することによる支援を進めていく。またブドウを使った加工品の開発を支援していく。

② 柏原市商工会

柏原市内の商工業者約 1,100 社を会員とし、中小企業の経営基盤強化や、金融、税務、労務等の専門的な知識に関する相談窓口となっている。経営革新支援、販路開拓支援、知的財産活用、創業支援、事業承継支援など商工業に関する幅広い指導、各種セミナーなどを実施している。

③ 日本政策金融公庫

資金ニーズに応じた適切な金融支援を行うほか、蓄積された情報網を活用して経営課題の解決やビジネスマッチングによる販路開拓を図る。

④ J A大阪中河内

中河内地区の営農相談・営農事業・土壌調査・農産物調査等を行い、地域の営農者の相談窓口となっている。農地の利用調整や栽培技術指導によりぶどうの高品質化を支援する。また、観光ぶどう狩りの事務局として対外的にぶどうのPRを支援する。

⑤ 大阪ワイナリー協会、関西ワイナリー協会

ぶどう栽培の技術やワイン醸造の技術についての勉強会を行い、営農者に最新技術を伝え、ぶどう産業とワイン産業の発展に貢献している。ワインに関する各種イベントの実施、各ワイナリーをめぐる工場見学等を実施していく。

⑥ 大阪教育大学

平成 21 年に締結した包括連携協定に基づき、これまでにものづくりから販売までを小学生自身が企画・実践するキッズベンチャー事業や商店街でのシャッターアート事業など新たな取組を実践している。

教育という専門性が高く、なおかつ汎用性のあるフィールドを通じ、ものづくり教育、起業家教育、環境教育といった広い視点での連携を図っていく。

⑦ 関西福祉科学大学（学校法人玉手山学園）

関西福祉科学大学に設置している地域連携センターでは広く学生と地域を繋ぐ役割を担っており、これまでに市が主催する市民総合フェスティバルや子育て支援施設への学生ボランティア派遣などを行っている。

平成 26 年に締結した包括連携協定に基づき、地域連携センターとの連携をより積極的に図ることで、地域社会の課題解決に繋げていく。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないように配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上をめざす。

(2) 安全な住民生活の保全

大阪府では、「大阪府安全なまちづくり条例」及び同条例を根拠に定められた「安全防犯指針」に基づき、行政、事業者、府民が一体となった取組を行うとともに、府民それぞれが自主防犯意識の高揚を図り、「安全なまち大阪」の確立を目指し、様々な活動を推進している。

また、交通安全施策についても「大阪府交通安全実施計画」に基づき、地域の交通の安全と円滑を図る活動を推進している。

同条例及び同指針並びに同計画の趣旨に鑑み、本基本計画の実施によって、犯罪及び交通事故等を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することがないように、地域住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

① 防犯に配慮した環境の整備、管理

ア 道路、公園等の公共空間、事業所等の整備にあたっては、見通しが確保できるよう配慮するとともに、必要に応じて、防犯照明の整備に努めるものとする。

イ 夜間に、道路、公園等の公共空間、事業所敷地及びその周辺、空き地等において、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保するため、道路照明灯や防犯灯等を整備する。また、これらの場所が、地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう立入りの制限やパトロールを実施するなどの管理に努める。

ウ 道路には歩道を設置し、ガードレール、歩道柵（さく）、植栽等により、歩道と車道の分離に努めるなど犯罪防止に配慮した構造、設備の整備を行う。

エ 地域住民や従業員、来訪者等が、事業所や駐車場等において、犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯照明の設置等防犯設備の整備に努める。

オ 事業所が犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯ベル、機械警備システム

など防犯設備の設置に努め、犯罪に遭いにくい環境の整備に努める。

カ 事業者等は各種の取組が有効で、継続的なものとなるために相互の連携に努める。

② 交通安全に配慮した環境の整備

ア 事業者等は、地域の交通の安全と円滑を図るため、施設の建設、道路整備等については、計画を立案する時点から警察等関係機関との十分な調整を図り、道路交通環境整備の促進に努める。

イ 事業者等は、違法駐車等による交通環境の悪化を防止するため、十分な駐輪・駐車スペースを確保する。

③ 地域社会との連携

ア 事業者は、顧客に対する防犯意識の醸成を図るとともに、事業活動を通じて地域住民等が行う自主防犯ボランティア活動等に参加するほか、これらの活動に対して物品、場所等の支援を行うなど、地域における防犯活動への協力を行う。

イ 事業者は、事業所周辺の公共空間にも配慮した防犯灯、防犯カメラの設置等近隣事業所と連携した地域ぐるみでの防犯対策に努める。

④ 従業員・関係事業者に対する教育、指導の徹底

事業者等は、従業員・関係事業者に法令教育による遵法意識の浸透や犯罪被害に遭わないための指導を行う。また、外国人の従業員・関係事業者には、日本の法制度、習慣等についても指導を行う。

⑤ 警察等関係機関に対する連絡・協力体制の確立

事件・事故・災害等発生時における警察等関係機関に対する連絡体制の整備と捜査活動への積極的な協力を図る。

⑥ 暴力団等反社会的勢力の排除

事業者等は、暴力団等反社会的勢力を排除するため、同勢力からの接触等があった場合には、警察に即報するとともに、各種要求には絶対に応じない。

⑦ 不法就労の防止

事業者が外国人を雇用する際には、必ず在留カード、パスポート等により、在留資格等の確認や雇用状況の届出を確実にを行うなど、適法な就労を確保するよう事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

⑧ その他

以上の項目に記載のない事項で、「安全な住民生活の保全」のために必要な事項が生じたときは、その都度、事業者及び警察等関係機関で協議の上、必要な措置をとる。

(3) その他

柏原市が設置する有識者会議（地域経済牽引事業促進協議会）を毎年3月に開催し、本基本計画と承認事業計画に関するレビューを実施し、効果の検証と事業の見直しについてHP等で公表する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

該当なし

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

該当なし

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

該当なし

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）